

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十八号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第三項中「一万二百円」を「二万円」に改め、同項第一号中「五百円」を「次のア及びイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア 中央子ども家庭相談センター又は高田子ども家庭相談センターに勤務する職員のうち、児童相談所の業務に従事するもの 九百五十円

イ 福祉事務所又は第一項に規定する公署に勤務する職員のうち、ア以外のもの 五百円

第二条の二第三項第二号中「三百円」を「次のア及びイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア 前号アに掲げる者 五百七十円

イ 前号イに掲げる者 三百円

第十二条の七の見出し中「農業」の下に「又は林業」を加え、同条中「第十条の八第二項」を「第十条の八第三項」に改める。

第十二条の七の二を削る。

第十二条の十二第一項中「農林振興事務所」を「北部農業振興事務所、農林振興事務所」に改める。

第十二条の十三第一項中「水循環・森林・景観環境部環境政策課」を「水循環・森林・景観環境部水資源政策課及び環境政策課」に改める。

第十二条の十九第一項中「水循環・森林・景観環境部林業振興課及び森林整備課」を「水循環・森林・景観環境部森と人の共生推進課及び森林資源生産課、北部農業振興事務所」に改める。

別表第一畜産技術センター研究開発第二課から上北山村立学校給食センターまでの項

中

御杖小学校	宇陀郡御杖村大字菅野
野迫川小学校	吉野郡野迫川村大字北股

を

御杖小学校

宇陀郡御杖村大字菅野

に、

野迫	下北
----	----

川中学校

吉野郡野迫川村大字北股

を

下北山中学	野迫川中
-------	------

山中学校

吉野郡下北山村大字下池原

校

吉野郡下北山村大字下池原

に改める。

学校

吉野郡野迫川村大字北股

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。